

～ 令和8年度 白糠町奨学生募集のご案内 ～

●白糠町では、町内に在住する学生で人物・学業ともに優れ、健康上修学に支障がないにもかかわらず、経済的な理由で進学が困難な方に無利子で奨学金を貸与しています。

※令和8年度より貸与金額と償還期間が改正となっております。

《募集要項》

1. 対象者

町内在住の高校生、大学生（短期大学生を含む）、高等専門学校生、専修学校（専門・高等課程）

2. 貸与条件

- ① 町内在住であること
- ② 学校教育法第1条に定める高等学校、大学（同法第108条第2項に規定する短期大学を含む）、高等専門学校及び同法第125条に定める専修学校のうち高等課程、専門課程に在学又は入学が決定していること
- ③ 経済的理由で進学に係る学費を支払うことが困難な方。
- ④ 身体健康、学業優秀、性行善良であること

3. 貸与金額

- | | | |
|---------------|----|------------|
| ・大 学 | 月額 | 50,000 円以内 |
| ・短期大学 | 月額 | 40,000 円以内 |
| ・高等専門学校 | 月額 | 30,000 円以内 |
| ・専修学校（専門課程） | | 同 上 |
| ・専修学校（高等課程） | 月額 | 25,000 円以内 |
| ・中等教育学校（後期課程） | | 同 上 |
| ・高等学校 | | 同 上 |

4. 募集期間

令和8年3月2日～令和8年3月31日

5. 注意事項

- ・貸与した奨学金は卒業後、10年以内に償還していただくこととなります。
- ・奨学金を貸与される方と同じ世帯の方（親権者やご兄弟等）の所得が基準を上回る場合は、貸与の対象とならないことがございますのでご了承ください。
- ・申し込みの際、連帯保証人及び保証人が必要となります。連帯保証人は父母またはそれに代わる方をお願いします。また、保証人は連帯保証人とは別生計者で、債務保証能力がある方（兄弟も可）に依頼をして下さい。

（お問い合わせ先）

白糠町教育委員会 管理課総務係

TEL 01547-2-2171（内線 263・264）